

佐賀県告示第 65 号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第 39 号）第 3 条第 1 項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定により次のとおり告示する。

平成 28 年 2 月 23 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

- 1 路線名 主要地方道西与賀佐賀線（都市計画道路 3・4・16 城内線）
- 2 区間 佐賀市本庄町大字本庄字四本谷 1324 番 6 地先から佐賀市本庄町大字本庄字一本谷 1240 番 5 地先まで（上下線）